

## 論点に対する回答

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣官房、内閣府、厚生労働省
論 点	<p>1. 標準的様式の活用状況等に係る地方自治体への調査結果について</p> <p>(1) ①本年度からすでに標準的様式を活用している地方自治体も存在するが、事業者が従業員からの請求に基づいて就労証明書の作成事務を行うにあたり、どの地方自治体が標準的様式を活用し、どの地方自治体がこれを活用していないかを把握するために、追加の事務負担が生じると考えられる。また、②事業者が直接地方自治体に対して標準的様式を活用するよう要請を行っている例もみられているが、そのような事業者において、どの地方自治体が活用または活用予定とし、どの地方自治体が活用する予定はないとしているかについて一覧性をもって把握することができれば、事業者による普及活動の事務が効率化し、標準的様式の普及促進につながると考えられる。</p> <p>以上①及び②の点を踏まえ、「見える化」を行うべきであり、調査における下記のそれぞれの区分に属する地方自治体の一覧を作成し、公表していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度（4月）入所分から活用予定</li> <li>・平成 30 年度（5月以降）入所分から活用予定</li> <li>・平成 31 年度入所分から活用予定</li> <li>・活用するか検討中</li> <li>・活用する予定はない</li> </ul>
<b>【回 答】</b>	
<p>① 就労証明書の標準的様式の活用及び電子入力への対応を促進するため、各地方自治体における活用・対応状況の「見える化」を図ることは重要であると認識している。</p> <p>② そのため、本年 7 月から、活用・対応状況に関するフォローアップ調査を実施する予定であり、この調査結果については、それぞれの地方自治体ごとの状況が分かるような形で、できる限り早く公表することを考えている。</p>	

- ③ なお、「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査結果等について」(平成30年4月24日付け事務連絡)において示した調査結果については、調査時期が平成29年12月であり、最新の状況が把握できないことや、活用・対応するか検討中との回答が多いことなどから、本調査結果を地方自治体別に公表するよりも、次のフォローアップ調査の結果を公表した方が、より効果的と考えている。

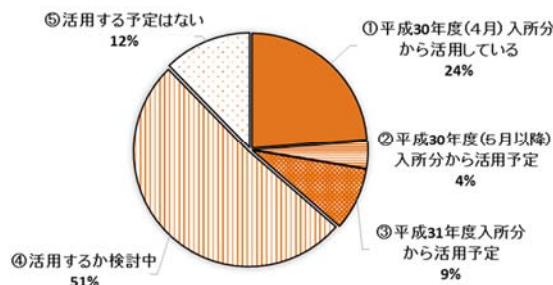
(参考)

## 就労証明書の標準的様式活用状況及び電子入力対応状況に関する調査結果

調査時期:平成29年12月(調査票提出期限:平成30年1月19日)

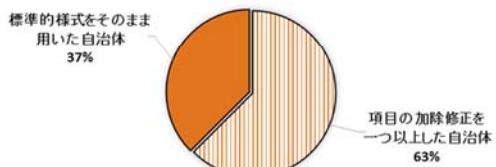
### 標準的様式の活用状況

#### 標準的様式の活用状況(問1、3-1)



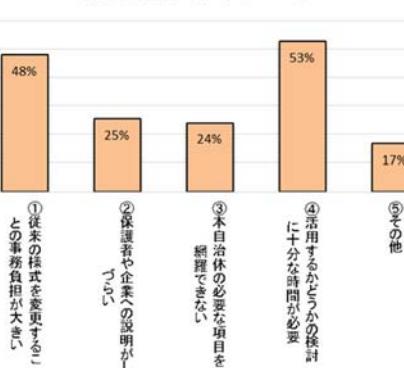
#### ①平成30年度(4月)入所分から活用している

#### 活用している場合の項目の加除修正の有無(問2)



④活用するか検討中 又は  
⑤活用する予定はない

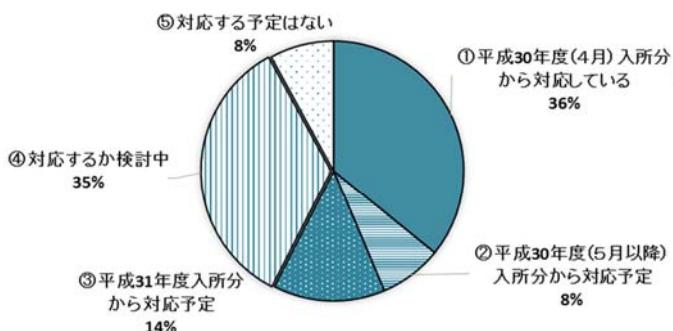
#### 活用の検討中又は予定なしの理由(複数回答可)(問3-2)



1

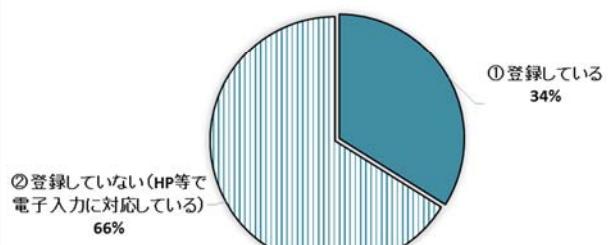
### 電子入力への対応状況

#### 電子入力への対応状況(問4、問5-2)



#### ①平成30年度(4月)入所分から対応している

#### マイナポータルへの登録状況(問5-1)



2

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省 庁 名	内閣府、厚生労働省
論 点	<p>1. 標準的様式の活用状況等に係る地方自治体への調査結果について</p> <p>(2) 就労証明書の標準的様式について「活用するか検討中」(51%) 又は「活用する予定はない」(12%) と回答した自治体が約 64%と多数を占めている。本年 3 月に改定された基本計画では、本年夏頃までに「調査結果等を踏まえた標準的様式の見直しを含む必要な対応の検討」を行うとしているが、標準的様式の普及が進んでいない現状や「活用する予定はない」と回答した自治体の事情を踏まえ、どのような対応策を検討しているか。標準的様式自体の見直しが必要になるのか。</p>

### 【回 答】

- ① 標準的様式の活用を促進するため、「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査結果等について」(平成 30 年 4 月 24 日付け事務連絡)において、再度、標準的様式の活用を依頼した。また、7 月のフォローアップ調査の発出と併せて、企業や自治体における行政手続コストが全体として削減されるという趣旨に鑑み、標準的様式を積極的に活用していただくよう、改めて依頼する。
- ② また、12 月に実施した調査において加除修正が多く見られた項目について Q & A を発出するなど、標準的様式を活用しやすくするための対応を行うことを考えている。

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府、厚生労働省
論点	<p>1. 標準的様式の活用状況等に係る地方自治体への調査結果について</p> <p>(3) 民間企業が直接地方自治体に標準的様式を活用することを要請していることなど、下記（※1）～（※4）の点を踏まえ、関係省庁は民間企業の要請内容についてヒアリングを行い、普及目標を設定の上、「事業者目線」で、ハイレベルも含めて早急に地方自治体への働きかけを行うべきではないか。</p> <p>（※1）2020年3月までに行政手続コストの30%以上削減（基本計画）という目標を達成するためには、遅くとも32年度入所分から、より多くの地方自治体において標準的様式を活用していくことが不可欠。</p> <p>（※2）従業員の居住地が複数の民間企業が共同で複数の自治体に対して標準的様式を活用するよう働きかけを行っている例もみられている。基本計画において、コスト計測について特定1事業者の調査結果を引用しているが、全国における事業者のニーズを十分に把握できていないのではないか。</p> <p>（※3）就労証明書の標準的様式について「活用するか検討中」又は「活用する予定はない」との回答した地方自治体の理由として、「活用するかどうかの検討に十分な時間が必要」との回答が最も多い（53%）が、昨年8月の標準的様式の自治体への通知から1年近くが経過する。本年夏頃を目途に行うとしている地方自治体への再調査においては、この点は理由にはならないのではないか。</p> <p>（※4）「活用する予定はない」と回答した地方自治体が12%存在するが、これらの地方自治体はなぜ活用する予定はないのか。地方自治体側の事務負担の観点等で活用する予定はないとしているのであれば、そのように回答した地方自治体、特に、各都道府県の中核的都市に対して、個別に強く働きかけを行うべきではないか。</p>

## 【回 答】

- ① 経済団体から就労証明書の様式の標準化に関する要望を直接受けていることも踏まえ、これまでも、平成30年3月7日に開催した都道府県向け説明会や個別の地方自治体の担当課長等との面会など、あらゆる機会を通じて働きかけを行っている。引き続き、8～9月に開催する市町村職員向けセミナーなど、あらゆる機会を通じて、標準的様式の活用を促してまいりたい。
- ② また、今後、地方自治体ごとの標準的様式の活用状況の「見える化」を行うことなどにより、更なる活用を促すことができると考えている。

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣官房、内閣府、厚生労働省
論点	<p>2. 保育所の入所手続を電子申請で完結できるようにするために、就労証明書について、少なくとも、紙で印刷したものに社印等の押印を行うという方法はなくしていく必要がある。</p> <p>下記の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」や「デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドライン」等を踏まえ、就労証明書の電子化をどのように進めていくのか、工程を明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）（抜粋）           <p>第 1 部 II. 1 (3) デジタル改革の基盤整備</p> <p>② API 整備の推進</p> <p>ワンストップサービスの実現に向けては、行政機関だけでなく、民間までも含めた情報やシステムの連携を実現する必要があることから、行政機関における API の整備・公開を推進する。</p> <p>また、行政機関間及び行政機関一民間間におけるシステム連携・情報連携を円滑に行うためには、API が標準化・共通化された形で効率的に提供されることが望ましいことから、既に稼働中のシステムにおける利用者への影響も考慮した上、このための方策を検討し、取り組む。</p> <p>特に、マイナポータルの API 連携を活用し、「法人設立ワンストップサービス」として、まずは、平成 31 年度中に、法人設立登記後の手続をワンストップで完了できるようにするとともに、平成 32 年度中に、法人設立登記手続も含め、関係する全ての手続をワンストップで完了できるようにすべく、関係機関においてもシステム開発等を進める。また、民間事業者との API 連携により、設立法人の預金口座開設などの手続もシームレスに可能とするとともに、法人共通認証基盤の活用を含め、法人デジタルプラットフォームとの連携を検討する。</p> <p>さらに、<u>保育所入所申請において必要な就労証明書の電子化</u>や、民間が発行する行政手続に必要な各種証明書データの電子郵便・私書箱サービスを活用した連携について、<u>平成 31 年度から段階的に開始</u>するとともに、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のワンストップ化についても、「法人設立ワンストップサービス」を実現する仕組みの有効活用を含め検討を進め、平成 32 年度から順次開始する。</p> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル社会における行政手続の本人性の確認及び真正性の確保等の手法に関するガイドラインについて（平成 30 年 5 月 29 日 内閣官房 I T 総合戦略室提出資料）（抜粋） (略)</li></ul>
--	---

**【回 答】**

- ① 自治体・多数の企業・保護者という 3 主体間において、就労証明書と同様の証明書等の真正性が電子的に担保できる手続がある場合には、社印等の押印は不要だと考えており、そのためにどのような手法や枠組みが利用可能か、政府全体の電子化への取組も見据えつつ研究してまいりたい。